

仕様書

1 売扱契約名

使用済小型電子機器等売り扱い

2 売扱品目

堺市内の公共施設や商業施設等に設置している専用の回収ボックスにより回収した以下の使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）及び清掃工場に直接搬入されたものからピックアップした以下の小型家電。

(1) 携帯電話・PHS

※スマートフォン除く

(2) パソコン

ノートパソコン、デスクトップパソコン（本体部分）

(3) 高品位品

スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子書籍端末、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、電子辞書

(4) 中品位品

電話機、ファクシミリ、ラジオ、フィルムカメラ、DVD ビデオ、HDD レコーダー、BD レコーダー/プレーヤー、ビデオテープレコーダー、チューナー、STB、MD プレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、CD プレーヤー、デッキ除くテープレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン、IC レコーダー、補聴器、ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード、電卓、電子血圧計、電子体温計、ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ、懐中電灯、時計、カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーCD プレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICS ユニット、ETC 車載ユニット、モニター、これらのケーブル類、その他これらの付属品 等
※回収物に対象外品目が混入していた場合は、本市が可能な限り取り除いたうえで買取人へ引き渡すが、買取人は、社会通念上妥当と認められる範囲で対象外品目の混入があることについて、異議を唱えないものとする。

3 売扱量

年間 約35,100kg

（内訳） 携帯・PHS : 約500kg

パソコン : 約5,800kg

高品位品 : 約3,400kg

中品位品 : 約25,400kg

※売扱量（引渡量）は予定であって確約するものではない。

※引渡量が増減しても、単価の見直し等は行わない。

※買取人は、引渡量の増減を理由に異議を申し立てることはできない。

4 引渡期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 引渡場所

堺市クリーンセンター東工場（堺市東区石原町1-102）内指定場所

※引渡場所を変更する場合は、本市と買取人が協議の上、決定することができる。

7 契約方法

単価契約（1kgあたり）

8 引渡要件

- (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定を受けた者で、大阪府を収集区域としていること。
- (2) 本市が指定する引渡場所での引渡し後、買取人の保有する施設まで運搬し、買取人の負担によるトラックスケール（計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合格しているもの）で計量し、引渡日時・引渡量が記載された計量票の発行が可能であること。

9 引渡方法

- (1) 小型家電は引渡場所において、本市が用意した1m³容量のフレキシブルコンテナバッグ（粉末や粒状物の荷物を保管・運搬するための袋状の包材のこと。以下「フレコンバッグ」という。）に、本市が4品位（携帯電話・PHS、パソコン、高品位、中品位）に分類して集積したものを引き渡す。
ただし、「中品位」の中には、対象品目から切断したケーブル部分を含むケーブル類が集積されたフレコンバックも含まれる（32袋程度を想定）。
- (2) 引渡日時等は、小型家電の保管量が一定量を超えた時点で本市が買取人に連絡し、事前に調整を行い決定する。ただし、買取人の都合により引渡日時等の決定を行う際は、売扱人と引渡日時等の事前調整を行うこととする。
なお、引渡しは祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時30分の間に限る。
- (3) 引渡しは、引渡場所において、本市が買取人の用意する車両へ積み込むことにより行う。

- (4) 買取人は引渡しに使用する車両については、事前に本市に届け出を行い、本市の承諾を得るものとする。
- (5) 買取人は、引渡し時の車両の入退場及び場内での運行及び作業にあたっては、本市の指示に従うとともに、当該施設のルールに則り安全な契約履行に努めるものとする。
- (6) 買取人は、積載量に関する法令および本仕様書の規定を遵守し、過積載となる行為を行ってはならない。また、積載物の落下等により危険を生じさせないよう、適切な方法により積載物の固定・保護を行わなければならない。
- (7) 運搬中に東工場内施設等を破損した場合、本市に連絡のうえ、買取人の責任において早急に修復するものとする。
- (8) 小型家電の所有権・管理義務については、引き渡した時点をもって買取人へ移行する。

10 再資源化

買取人は、本市からの引渡し後は、買取人の保有する施設まで小型家電の運搬を行い、国から認定を受けた買取人の再資源化事業計画に従って、適正に再資源化を実施する。

11 計量及び報告

- (1) 買取人は、引き取った小型家電について買取人の施設内の計量器（計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合格しているもの）で重量（kg単位）を計量し、引渡日・引渡重量が記載された計量票を発行し、本市に速やかに提出すること。なお、3月分の計量票については、3月中に提出すること。
- (2) 買取人は、本市から引き取った小型家電の重量等について、月ごとに「小型家電履行状況報告書」（様式第1号）を作成し、速やかに本市に提出すること。
ただし、様式第1号は、買取人が独自に作成した、同様の内容が記載された様式で代用できるものとする
- (3) 買取人は、本市から引き取った小型家電の再資源化により得られた鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム、セレン、テルル、鉛、ビスマス、アンチモン、亜鉛、カドミウム、水銀及びプラスチックの重量等の報告のため、「再資源化実施状況報告書」を買取人の定める様式において作成し、再資源化完了後速やかに本市に提出すること。

12 代金の支払い

買取人は、前月に引渡しがあった場合、契約単価に、前月に引渡した小型家電の合計重量を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てとする）を、本市が発行する納入通知書兼領収書により、納入通知書兼領収書に記載する納入期限までに納付すること。

13 提出書類

(1) 契約締結後 10 営業日以内に以下の書類を本市に提出すること。

- ①国の認定を受けた再資源化事業計画の内容が確認できる書類
- ②責任者届（別紙 1）
- ③連絡体制網（別紙 2）
- ④引渡しに使用する車両届出書（別紙 3）
- ⑤買取人の定める再資源化実施状況報告書の様式
- ⑥その他、本市が必要と認めるもの

(2) 以下の書類については引渡しがあった月ごとに提出すること。

- ①小型家電履行状況報告書（様式第 1 号）
- ②計量伝票
- ③その他、本市が必要と認めるもの

(3) 以下の書類については再資源化完了後、速やかに提出すること。

- ①再資源化実施状況報告書

(4) 責任者、連絡体制及び引渡しに使用する車両に変更が生じた際は、事前にそれぞれの変更届（別紙 1、別紙 2 及び別紙 3）を本市に提出しなければならない。

14 その他

(1) 本契約の履行に伴い第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、全て買取人の責任において処理するものとする。

(2) クリーンセンター敷地内で事故等が発生した場合、本市担当者に報告のうえ、当事者間で協議し解決すること。なお、本契約に使用する車両等については、各種保険に加入しておくものとする。

(3) 本市及び買取人は、本契約の履行に関して、本契約並びに小型家電リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、契約を適正に履行しなければならない。

(4) 買取人は契約の履行に関し、知り得た情報を漏らしてはならない。また、買取人が契約の履行に関し、知り得た情報等について、買取人は漏えいや盗難、滅失、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。特に、本契約では、携帯電話・PHS、パソコン及びハードディスク・メモリー類（USBメモリ、メモリーカード等）といった個人情報を含む機器を取り扱うことから、買取人は個人情報の保護に十分に努めなければならない。

(5) 買取人が引き取った小型家電は再使用を行わず、再資源化を行うものとする。

(6) 本市は、必要があると認めるときはいつでも、買取人に対し再資源化の実施状況等、本契約の

履行状況について報告を求め、または実地調査を行うことができる。

- (7) その他、本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と買取人で協議して定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再売扱先等とすることの禁止

- (1) 買取人は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再売扱先並びに買取人及び再売扱先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再売扱先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は買取人に対し、当該再売扱先等との再売扱契約等の解除を求めることができる。

2. 再売扱契約等の締結について

買取人は、再売扱先等との再売扱契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市誓約書に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 買取人は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは買取人が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 買取人は、再売扱先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 買取人及び再売扱先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 買取人は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 買取人は、再売扱先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再売扱先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、買取人が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、買取人又は再売扱先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、買取人が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。